

海上保安庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る 再評価実施細目

(制 定) 平成 13 年 8 月 17 日保総政第 131 号の 4
(一部改正) 平成 21 年 12 月 18 日保総政第 213 号
平成 22 年 3 月 31 日保総政第 302 号
平成 30 年 5 月 7 日保総政第 21 号
令和 6 年 9 月 30 日保総政第 132 号

第 1 目的

海上保安庁の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領（以下「実施要領」という。）第 6 の 4 の規定に基づき、本実施細目を定める。

第 2 評価の対象とする事業の範囲

本実施細目において評価の対象とする事業は、海上保安庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施細目第 2 に規定する事業とする。

第 3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 事業採択（事業費の予算化を言う。以下同じ。）後、3 年間が経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後、5 年間が経過した時点で継続中の事業
- (3) 再評価実施後、5 年間が経過した時点で継続中又は 3 年間が経過した時点で未着工の事業
- (4) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業
- (5) 留意事項

工事着手時や事業の一部完了時など事業進捗の節目において、事業費や事業計画の抜本的な見直しが生じた場合は、適時・適切に再評価を実施する。

第 4 再評価の実施の必要性の判断

第 3（4）に規定する再評価の実施の必要性の判断は、事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認する取組を行った事業についてはその結果も踏まえ、海上保安庁長官が行うものとする。

第 5 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続き

- (1) 再評価の実施主体は、本庁とする。
 - (2) 評価の実施時期は、概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - (3) 本庁は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴き、事業継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）を決定する。
- 2 再評価結果、対応方針等の公表

本庁は、原則として概算要求書の財務省への提出時に、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。

第6 再評価手法の策定及び改善等

- 1 本庁は、第2に規定する事業の再評価手法を策定する。
- 2 本庁は、再評価の精度の向上を図るため、再評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに再評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。
- 3 本庁は、前二項において策定又は改善された再評価手法を公表するものとする。

第7 その他

本庁は、本実施細目の改定並びに再評価手法の策定及び改善を行うにあたっては、国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領第6の規定に基づき設置される海上保安部会での検討及び調整を経るものとする。

附 則

- 1 本実施細目は、平成13年8月17日から施行する。
- 2 本実施細目における再評価手法は、海上保安庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施細目（平成13年8月17日保総政第131号の3）第4の1の規定に基づき策定された評価手法を準用するものとする。
- 3 この細目の一部改正は、令和6年9月5日から適用する。